

沖縄県 CO2 吸収量認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県内の県民、市町村、企業等が計画的に実施する樹木の植栽等の緑化活動について森林の CO2 吸収量を評価・認証する制度を定めることにより、県内の緑化活動を促進するとともに、森林の多面的な効果に関心を持つ契機とし、地球温暖化防止の取組を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緑化活動 樹木の植栽及び下刈、除伐、間伐等の保育行為をいう。
- (2) CO2吸収量 企業等が緑化活動を実施した樹木により吸収されと考えられる二酸化炭素 (CO2) の量で、第5条の規定により算出した数値をいう。
- (3) CO2 吸収量認証 前号の CO2 吸収量について、知事が第7条に規定する認証を行い、CO2 吸収量認証書 (様式第1号) を交付することをいう。

(認証の申請者)

第3条 CO2吸収量認証の対象者は、緑化活動を行う団体または緑化活動を支援する団体とする。

(認証の申請)

第4条 緑化活動を実施または支援し、CO2吸収量認証を受けようとする者は、対象となる緑化活動を開始した後に申請書 (様式第2号) を知事に提出するものとする。

(吸収量の算定)

第5条 CO2 吸収量の算定は、「沖縄県 CO2 吸収量算定基準」による。

(認証の手順)

第6条 知事は、提出された申請書に基づき認証しようとするときは、CO2 吸収量算定書 (様式第3号) を沖縄県 CO2 吸収量評価委員会 (以下「委員会」という。) に提出し、CO2 吸収量及び認証について評価を求める。

2 委員会は第4条の申請が次の要件をすべて満たしているかを評価し、評価票 (様式第5号) を作成する。

- (1) 県内で実施された緑化活動である。

- (2) 緑化活動の対象となる樹木（高木及び中木）の数が 100 本以上である。
- (3) 侵略的な外来種を植栽しない等の生物多様性の保全に配慮している。
- (4) 実施された緑化活動が適切で樹木が健全に育成することが期待できる。
- (5) 果実・葉の収穫等を目的に断幹や剪定等により樹木を欠損させない。
- (6) 樹木が吸収した CO₂ を放出しないため継続的な樹木の管理や木材の活用が期待できる。
- (7) 土地所有者等と申請者が同一である。または土地所有者等の合意を得て申請書を提出している。

3 知事は、委員会の評価結果を踏まえ、CO₂ 吸収量を認証するものとする。

（認証書の交付）

第7条 知事は、前条により CO₂ 吸収量を認証したときは、CO₂ 吸収量認証書（様式第1号）を交付する。

（認証状況の公表）

第8条 知事は、第7条により CO₂ 吸収量を認証したときは、次の各号に掲げる事項を遅滞なく県のホームページに掲載する。

- (1) 申請者名
- (2) 緑化活動の概要
- (3) 認証した CO₂ 吸収量
- (4) 認証年月日

（認証書の利用）

第9条 認証を受けた者は、第7条に基づくCO₂吸収量認証書を環境貢献、社会貢献の証として広報活動に用いることができる。また、認証後5年間に限り、認証されたCO₂吸収量を県内の経済活動やイベント等で排出する二酸化炭素のカーボン・オフセットに活用することができる。認証されたCO₂吸収量をカーボン・オフセットに実施する際は、事前にカーボン・オフセット申請書（様式第6号）を知事に提出し、カーボン・オフセット証書（様式第7号）を受理するものとする。

（活動状況の報告）

第10条 認証を受けた者は、活動報告書（様式第4号）を作成し、知事に提出するものとする。活動報告書の提出は、認証期間が終了するまで毎年行うものとする。

（認証の取り消し又は認証量の変更）

第 11 条 知事は、申請者からの活動状況の報告を受け、当該認証の算定期間内に認証対象とした森林が皆伐されるなどの行為があった場合は、認証を取り消すことができる。また、樹木の状況が申請時と著しく異なる場合は、認証量を変更することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。

(様式第1号)



CO₂吸収量 認証書

認証番号： —

(申請者) 殿

貴殿が緑化活動を実施した樹木のCO₂吸収量について、沖縄県CO₂吸収量
認証制度に基づき、次のとおり認証します。

kg-CO₂

算定期間 : 年 月 日～ 年 月 日

活動内容 :

活動場所 :

令和 年 月 日

沖縄県知事

(様式第2号)

沖縄県CO2吸収量認証制度 申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所

企業名等

代表者名

緑化活動によるCO2吸収量の認証を受けたいので、沖縄県CO2吸収量認証制度実施要綱第4条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1 活動場所の所在地

2 実施者等

(1) 緑化活動の実施者(団体)

(2) 申請者と実施者の関係

本人 ・ 申請者が緑化活動を支援 ・ その他 ()

3 緑化活動の内容

(1) 活動内容

植樹／保育 ・ 保育 ・ その他 ()

(2) 樹木の樹種・数・植栽年

樹種	本数	植栽年

(3) 緑化活動の開始日と内容

開始日： 活動内容：

(4) 活動期間（保育活動の実施予定期間）

(5) 認証申請期間

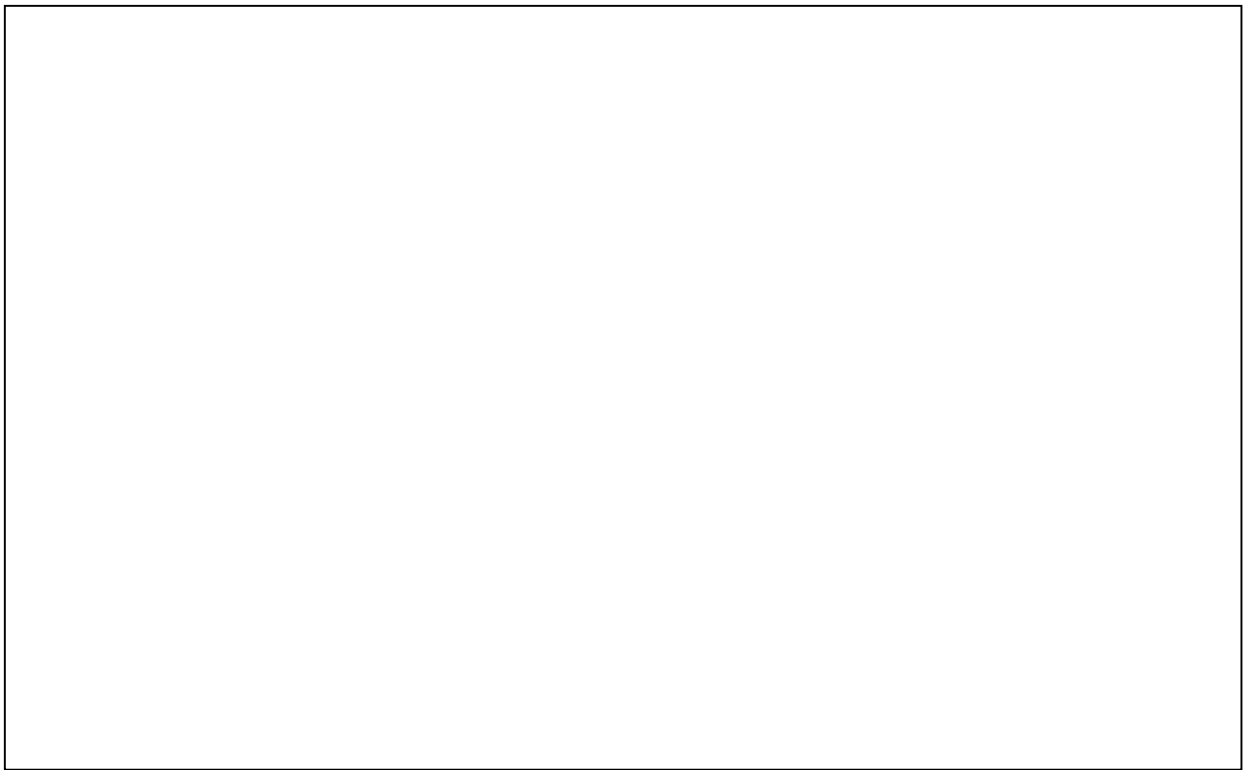
4 要件の確認

沖縄県 CO2 吸収量認証制度実施要綱第 6 条の要件を満たすため、下記のとおり緑化活動に取り組みます。

要件	活動内容	チェック
県内で実施された緑化活動である。	県内で緑化活動を実施します。	☐
緑化活動の対象となる樹木（高木及び中木）の数が100本以上である。	100本以上の樹木（高木及び中木）について緑化活動を実施します。	☐
侵略的な外来種を植栽しない等の生物多様性の保全に配慮している。	侵略的な外来種を植栽しない等の生物多様性の保全に配慮します。	☐
実施された緑化活動が適切で樹木が健全に育成することが期待できる。	健全な樹木が育成するため、適切な緑化活動を実施します。	☐
果実・葉の収穫等を目的に断幹や剪定等により樹木を欠損させない。	果実・葉の収穫等を目的に断幹や剪定等により樹木を欠損させない。	☐
樹木が吸収したCO2を放出しないため継続的な樹木の管理や木材の活用が期待できる。	樹木が吸収したCO2を放出しないため継続的な樹木の管理や木材の活用を実施します。	☐
土地所有者等と申請者が同一である。または土地所有者等の合意を得て申請書を提出している。	土地所有者等と合意の上、申請書を提出しています。	☐

5 添付書類

(1) 位置図



(2) 緑化活動を行った場所の写真



5 連絡先

部署・役職：

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

(様式第 3 号)

沖縄県CO2吸収量認証制度 CO2吸収量算定書

令和 年 月 日

申請者			
申請日		申請番号	
植栽樹木の樹種・数・植栽年	(樹種)	(数)	(植栽年)
CO2吸収量の算定期間			
CO2吸収量の算定式			
CO2吸収量	(合計) kg-CO2		
要件の確認結果	(1)	県内で実施された緑化活動である。	
	(2)	緑化活動の対象となる樹木（高木及び中木）の数が100本以上である。	
	(3)	侵略的な外来種を植栽しない等の生物多様性の保全に配慮している。	
	(4)	実施された緑化活動が適切で樹木が健全に育成することが期待できる。	
	(5)	果実・葉の収穫等を目的に断幹や剪定等により樹木を欠損させない。	
	(6)	樹木が吸収したCO2を放出しないため継続的な樹木の管理や木材の活用が期待できる。	
	(7)	土地所有者等と申請者が同一である。または土地所有者等の合意を得て申請書を提出している。	
備考			

(様式第4号)

沖縄県CO2吸収量認証制度 活動報告書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所

企業名等

代表者名

令和 年 月 日付け()で認証を受けた緑化活動の状況を下記の通り報告します。

記

1 活動場所の所在地

2 実施者等

(1) 緑化活動の実施者(団体)

(2) 申請者と実施者の関係

本人 ・ 申請者が緑化活動を支援 ・ その他()

3 緑化活動の内容

(1) 活動内容

植樹／保育 ・ 保育 ・ その他()

(2) 活動期間(植栽日または保育活動の実施期間)

4 樹木の状況

(1) 樹木の状況

樹木の生育状況	良好 ・ 普通 ・ 不良 ・ その他 ()
備考	

(2) 樹木の写真 (撮影日：令和 年 月 日)

--

5 連絡先

部署・役職：_____

担当者名：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

(様式第 5 号)

沖縄県CO2吸収量認証制度 評価結果票

申請No.	
申請者名	

1 要件に関する審査

要 件		評価結果		備考
(1)	県内で実施された緑化活動である。	可	不可	
(2)	緑化活動の対象となる樹木(高木及び中木)の数が100本以上である。	可	不可	
(3)	侵略的な外来種を植栽しない等の生物多様性の保全に配慮している。	可	不可	
(4)	実施された緑化活動が適切で樹木が健全に育成することが期待できる。	可	不可	
(5)	果実・葉の収穫等を目的に断幹や剪定等により樹木を欠損させない。	可	不可	
(6)	樹木が吸収したCO2を放出しないため継続的な樹木の管理や木材の活用が期待できる。	可	不可	
(7)	土地所有者等と申請者が同一である。または土地所有者等の合意を得て申請書を提出している。	可	不可	

2 CO2吸収量に関する評価

CO2吸収量の算定期間	～
CO2吸収量の算定結果	kg-CO2

3 認証結果

申請者の緑化活動による、CO2吸収量の認証については

妥当である ・ 妥当でない

令和 年 月 日

沖縄県CO2吸収量認証制度
評価委員会 委員長

(様式第 6 号)

沖縄県CO2吸収量認証制度 カーボン・オフセット申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付け (号) で認証されたCO2吸収量を活用してカーボン・オフセットを行いたいので下記の通り申請します。

記

- 1 認証を受けた緑化活動実施者
- 2 実施するカーボン・オフセットの内容
- 3 カーボン・オフセットに活用する CO2 吸収量

kg-CO2

4 添付資料

- ・カーボン・オフセット内容に係る資料
- ・同意書（譲渡を受けた場合）
- ・その他（確認書等）

(様式第7号)



カーボン・オフセット証書

オフセット番号： —

(申請者) 殿

沖縄県CO2吸収量認証制度に基づき、貴殿が実施するカーボン・オフセットにより地球温暖化対策に貢献したことを証明します。

オフセット量 kg-CO_2

オフセットの対象範囲：

活用したCO2吸収量：

緑化活動の実施者：

認証番号：

令和 年 月 日

沖縄県知事